

南台一・二丁目地区の区画道路の整備について

1. 区画道路第 4 号の用地取得

南台一・二丁目地区地区計画における、区画道路第 4 号新設区間の関係権利者と土地の取得について合意に至り、2018 年 12 月中野区土地開発公社と土地の売買契約を締結した。

このため、当該区間については、2020 年度の本整備、道路供用開始を目指し関係機関との協議、調整及び道路の設計等を進めることとした。

2. 整備の進め方

本年 10 月を期限とする権利者による建物除却の後、仮整備を行い、交通管理者とも協議のうえ、暫定的に交通開放を行う予定である。ただし、仮整備中は車止めを設置し、自動車等車両については、緊急車両を除き、通行止めとする予定である。

その後、交通管理者及び占用企業者とも調整を図り、実施設計を進め 2020 年度に本整備を行い、供用開始の予定である。

なお、地域への事業説明会を本年 5 月中旬に予定している。

3. 今後のスケジュール

2019 年	4 月	事業説明会案内配布
	5 月	事業説明会
	10 月	建物解体
	10 月以降	仮整備
2020 年度		本整備、供用開始

